



目 次	ページ
告 示	
◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部改正（2件）（行政管理課）	1
◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の一部改正（ " ）	1
高知県公営企業局告示	
◎告示（病院事業料金のうち地方公営企業管理者が定める額）の一部改正	1
高知県教育委員会規則	
◎高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則	2

告 示

高知県告示第592号
平成15年4月高知県告示第224号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正し、令和7年10月1日から施行する。
令和7年9月30日
高知県知事 濱田 省司

1の(2)に次のように加える。
ウ 入園児虐待の通告等を受けた場合の措置（法第28条第2項において読み替えて準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号において「認定こども園法」という。）第27条の5）
エ 入園児虐待の通告等を受けた場合の措置に係る専門的な知識を有する者への報告（法第28条第2項において読み替えて準用する認定こども園法第27条の6第1項）
オ 入園児虐待の状況等の公表（法第28条第2項において読み替えて準用する認定こども園法第27条の7第2項）
1の(7)ア中(イ)を(オ)とし、(ア)を(エ)とし、同(エ)の前に次のように加える。
(ア) 被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置（法第33条の14）

(イ) 被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置に係る審議会等への報告（法第33条の15第1項）
(ウ) 被措置児童等虐待の状況等の公表（法第33条の16第2項）
1の(7)イ中(イ)を(オ)とし、(ア)を(エ)とし、同(エ)の前に次のように加える。
(ア) 被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置（法第33条の14）
(イ) 被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置に係る審議会等への報告（法第33条の15第1項）
(ウ) 被措置児童等虐待の状況等の公表（法第33条の16第2項）
1の(7)ウ中(ク)を(サ)とし、(キ)を(コ)とし、(カ)を(ケ)とし、(オ)を(ク)とし、(エ)を(キ)とし、(ウ)を(カ)とし、(イ)を(オ)とし、(ア)を(エ)とし、同(エ)の前に次のように加える。
(ア) 被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置（法第33条の14）
(イ) 被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置に係る審議会等への報告（法第33条の15第1項）
(ウ) 被措置児童等虐待の状況等の公表（法第33条の16第2項）
1の(7)中ウをエとし、同イの次に次のように加える。
ウ 保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制の整備（法第18条の24第1項）
1の(11)中「(7)ウ」を「(7)エ」に改める。
高知県告示第593号
平成27年3月高知県告示第131号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正し、令和7年10月1日から施行する。
令和7年9月30日
高知県知事 濱田 省司

1の(9)中「(8)」を「(11)」に改め、同(9)を1の(12)とし、1の(8)の次に次のように加える。
(9) 入園児虐待の通告等を受けた場合の措置（法第27条の5）
(10) 入園児虐待の通告等を受けた場合の措置に係る審議会等への報告（法第27条の6第1項）
(11) 入園児虐待の状況等の公表（法第27条の7第2項）
高知県告示第594号
平成15年4月高知県告示第225号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の一部を次のように改正し、令和7年10月1日から施行する。
令和7年9月30日
高知県知事 濱田 省司

1の(1)シからセまでの規定中「保育士の登録」を「保育士登

録」に改め、1の(1)タ中「第18条の20の4第2項」を「第18条の36第2項」に改め、1の(1)チ中「保育士の登録」を「保育士登録」に改める。

公 営 企 業 局 告 示

高知県公営企業局告示第3号
平成19年4月高知県公営企業局告示第7号（病院事業料金のうち地方公営企業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、令和7年10月1日から施行する。
令和7年9月30日
高知県公営企業局長 澤田 昌宏

3の表中

「	<table border="1"> <tr> <td>非紹介患者初診料</td> <td>1人1日につき400円と当該額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）とを合算して得た額（助産に係る場合は、1人1日につき400円）</td> </tr> </table>	非紹介患者初診料	1人1日につき400円と当該額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）とを合算して得た額（助産に係る場合は、1人1日につき400円）	」
非紹介患者初診料	1人1日につき400円と当該額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）とを合算して得た額（助産に係る場合は、1人1日につき400円）			

を
「

初診時選定療養費	1人1日につき7,000円と当該額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）とを合算して得た額（助産に係る
----------	---

	場合は、1人1日につき7,000円)
再診時選定療養費	1人1日につき3,000円と当該額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額(その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額)とを合算して得た額(助産に係る場合は、1人1日につき3,000円)

に改める。」

教 育 委 員 会 規 則

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

高知県教育長 今城 純子

高知県教育委員会規則第6号

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県認定こども園条例施行規則(平成18年高知県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表の5の(9)中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。